

# くらしと

行ってみよう!

大阪府立上方演芸資料館



## CONTENTS

【テーマ記事】

いまだきのネットトラブル … 2

トラブルQ & A …… 3

・「資格商法」のクーリング・オフ

お知らせ …… 3, 4

・イベント情報

## NEWS

### 悪質リフォーム業者に業務停止命令

大阪府は衛生建築に対し7月2日付で、初めて、特定商取引法に基づく3カ月の業務停止命令を行った。

### 出資に関するトラブル多数

高配当をうたう業者に多額の出資をしたものの、「配当金が支払われない」などの相談が各地の消費生活センターなどに多数寄せられていることから、国民生活センターは根拠もなく高配当をうたう怪しい出資には注意するよう呼びかけている。

### 牛ミンチ肉に豚や鶏肉を混ぜて販売

北海道の食品加工販売会社「ミートホープ」を農林水産省が立ち入り検査。賞味期限の改ざん、産地偽装などの不正行為が発覚した。農林水産省は全国で牛肉加工品の緊急調査を開始した。

### 特定商取引法施行令改正

訪問販売による「みそ、しょう油などの調味料」「占いと併せて行われるいわゆる祈禱などの援助サービス」「海外商品取引や海外商品オプション取引の仲介サービス」が規制対象に追加され、クーリング・オフできるようになった。7月15日施行。

# いまどきのネットトラブル

弁護士  
岡田 崇

## 1. インターネットの発展とネットトラブル

インターネットは生活の中で便利で身近な道具になってきていますが、そのためトラブルも増えています。

インターネットに関するトラブルはいろいろな場面で発生していますので、これから個別具体的に説明します。

## 2. インターネットショッピング

インターネットショッピングでは、商品が届かなかったり、届いても思っていたものと違ったりといったトラブルがあります。このようなトラブルを防ぐためには、①商店の所在や連絡先等がサイトに表示されているか、また返品が可能であるかを事前に確認する ②可能であれば料金後払いにするという対策が有効です。

なお、特定商取引法ではインターネットショッピングは通信販売とされており、返品できないのであればその旨を表示すべきことが規定されているため（法11条1項4号）、何も表示がなければ返品が可能という解釈もあります。

## 3. インターネットオークション

インターネットオークションでは、雲隠れや偽造等の詐欺被害が多数見受けられます。このようなトラブルを防止するためには、①出品者の評価欄を吟味する ②相手方の氏名、住所、電話番号（できれば自宅の電話）を聞いておく。特に高価な品物のときには、実際に電話するなどして本人確認を行う ③振り込む前にトラブル口座等に記載していないことを確認する ④オークション運営会社の補償規定を事前に確認しておき、補償されないような取引をしないという対策が有効です。

詐欺被害にあったときは、警察に届けるとともにオークション会社の補償手続きを取ることになります。

## 4. 架空請求・ワンクリック詐欺

架空請求とは身に覚えのない架空の債権の請求で、インターネットでは電子メールで届くことが普通です。架空請求の相談件数は最近減少傾向にありますが、引き続き注意が必要です。

架空請求の代わりに増えてきたのがワンクリック詐欺で、ウェブ上のサイトや電子メールに記載されているURLなどを1回クリックすると、「あなたは登録されました」など并表示され、金銭の請求を受けるというものです。なかには、その後引き続き電子メールなどで請求を受ける悪質なものもあります。

ワンクリック詐欺サイトでは、多くの場合当事者双方の意思の合致がなく、法律的には契約が成立したとはいえません。また、仮に契約が成立していたとしても、確認措置をとっていないことから、錯誤による無効主張が可能です（電子消費者契約法3条）。

それゆえ、請求には応じず絶対にお金を支払わないことが重要です。連絡も取らず、無視しておくことが最善の措置です。連絡を取るとそのことから電話番号等の個人情報<sup>しつぷう</sup>が相手方に知られ、執拗<sup>しつよう</sup>な請求を受ける危険性があるからです。

## 5. ウイルス対策

引き続きコンピュータウイルスが蔓延<sup>まんえん</sup>しています。ワンクリック詐欺を行っているサイトにはウイルスを感染させるものもあり、その対策からも、①ウイルス対策ソフトを導入する ②ウイルス対策ソフトは常に最新版にアップデートしておく ③OS（Windowsなど）のアップデートを定期的に行っておくことが大事です。



# トラブル Q & A



## 『教材を購入すれば、行政書士になれる!?』

**Q** 5日前、「60万円の教材を買えば、行政書士の資格が取れますよ」と、電話がかかってきました。あまりにも高額だったので、『結構です』と返事をしたところ、昨日、教材が請求書と一緒に送られてきました。断ったつもりだったので、電話をかけてみると「結構ですと言われたので了承して頂いた」と事業者に勘違いされていました。解約したいのですが、どうしたらいいのでしょうか？

**A** これは「資格（士：さむらい）商法」と呼ばれるものです。公的な資格を取得するための高額な教材や講座などを契約させる手口です。  
 今回のような電話勧誘販売の場合、特定商取引法に基づき契約書面を受け取ってから8日間以内ならクーリング・オフできます。電話など口頭ではなく、書面にクーリング・オフする旨を書き、配達記録郵便などの記録が残る方法で、事業者へ通知しましょう。その際、書面とあて名面をコピーして、契約書と郵便局などの受領証とともに保管しておきましょう。  
 被害にあわないためには、あいまいな返事をせずに、『いりません!』『断ります!』とはっきりと断るようにしましょう。

## 大阪市消費者センターでの催し

**エルで得るデー** ※毎月第2日曜日に「エルで得るデー」を開催しています。

**8月12日(日) 11:00 ~ 17:00**

■場 所 ATC ITM棟2階 「ハーバーアトリウム」

■内 容

◆アコーディオン・コンサート

アコーディオン・コンサートを開催。

◆エルちゃんミニショー

エルちゃんファミリーによるミニショーを開催。

※それぞれ1日3回実施します。

■参加費 無料

■申し込み方法 当日直接参加

## 夏休みイベント

■開催日 **8月5日(日)、19日(日)、26日(日)**

■時 間 **11:00 ~ 17:00**

■場 所 大阪市消費者センター「くらしのひろばエル」ほか

■内 容

**8月5日**

◆緑日&ゲーム 輪投げとエルちゃんストライクを開催。

◆エルちゃんパレード エルちゃんファミリーがATC内をパレードします。

**8月19日**

◆緑日&ゲーム スーパーボールすくいとヨーヨーつりを開催。

◆消費者啓発創作落語 桂蝶六氏による消費者啓発落語を上演。(2公演)

◆エルちゃんパレード エルちゃんファミリーがATC内をパレードします。

**8月26日**

◆緑日&ゲーム スーパーボールすくいとヨーヨーつりを開催。

◆エルちゃんミニショー エルちゃんファミリーによるミニショーを開催。

※「パレード」「ミニショー」は1日3回実施します。

■参加費 無料

■申し込み方法 当日直接参加



## 表紙写真説明

大阪府立上方演芸資料館（愛称：ワッハ上方）は、上方演芸（落語・漫才など）・喜劇の魅力を伝える全国で唯一の「笑い」の資料館です。上方の演芸・喜劇の文化・歴史をわかりやすく解説する常設展示と、テーマを絞った年4回の特別展を開催しています。毎年夏には「上方芸能まつり」を開催し、上方芸能に関するさまざまな公演を行っています。【大阪市中央区難波千日前12-7 YES・NAMBABUILDING】

**クイズの答えは「ワッハ上方」です。**

全国から寄せられた3000通以上の中から、人の笑い声を端的に表す「ワッハ」と資料館の頭文字の「上方」を組み合わせた「ワッハ上方」に決まりました。

## 文化を支える「OSAKAメセナカード」

ワッハ上方の展示室入館料の割引特典も付いています。入会者募集中！

問い合わせ先：大阪府文化課 ☎06-6941-0351（内線4821）

## 夏休みキッズ体験講座 主催：大阪府・大阪市

### タイトル

- ①わくわくチーズ冒険  
～チーズの作り方や簡単お料理を学ぼう～
- ②意外に食べてる！？「塩」のハナシ  
～身近な食べ物の塩分を調べよう～
- ③!(\*o\*)!飲みすぎ注意報発令中  
～ジュースなどに含まれる糖度を調べよう～

### 開催日時

- ①8月17日(金) 10:30～13:30
- ②8月21日(火) 13:30～15:00
- ③8月24日(金) 13:30～15:00

## 大阪市のイベント

### こどもわくわく探検教室

- タイトル 「地球にやさしく！こんなものも包めるの？」  
～風呂敷で色々な物を包んでみよう～
- 開催日時 8月23日(木) 13:30～15:00
- 会場 総合生涯学習センター 第2研修室
- 対象 大阪市内在住・在学の小学1～4年生（保護者同伴）
- 定員 25組50人（多数の場合は抽選）
- 費用 無料
- 申し込み方法 電話、または大阪市電子申請システムでお申し込みください。※一時保育はありません。
- 締め切り日 8月16日(木)
- 申し込み／問い合わせ先 大阪市消費者センター  
TEL 06-6614-7522 FAX 06-6614-7525

### L-1（エルわん）グランプリ開催中

エルちゃん

- 内容 消費者問題を身近な問題とするため、市民から「標語（キャッチコピー）」と「なぞかけ」を募集し、入選作品には記念品を贈るとともに、「広報紙」や「ホームページ」などに活用します。
- 募集期間 7月16日(月・祝)～9月15日(土)
- 募集テーマ ①悪質被害の未然防止 ②契約 ③環境 ④IT（情報技術） ⑤食生活
- 応募資格 大阪市内に在住・在勤・在学している小学4年生以上の方
- 応募方法 FAX、郵送等で応募してください。（※郵送の場合、当日消印有効）  
大阪市電子申請システムでも受付しています。  
※応募用紙は、大阪市内各区役所などに設置しています。
- 注意事項 ①自作かつ創作 ②未発表作品 ③入選作品の著作権は大阪府に帰属
- 応募／問い合わせ先 大阪市消費者センター  
TEL 06-6614-7522 FAX 06-6614-7525

### ◆お知らせ◆

8月5日（日）天王寺サービスカウンターの臨時休業に伴い、天王寺サービスカウンターでの消費生活相談窓口も休業させていただきます。  
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

消費生活相談 ☎06-6614-0999（毎日）10：00～17：00  
（12月29日～1月3日は除く）  
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。  
（12月28日～1月3日は除く）

ホームページ「くらしのひろばエル」（パソコン・携帯電話）

<http://www.city.osaka.jp/Lnet>

- 会場 大阪市消費者センター 実習室  
※ニュートラム「トレードセンター前」下車2号出口
- 対象 大阪府内在住小学4～6年生（保護者同伴）
- 定員 18組36人（申し込み多数の場合は抽選）
- 費用 無料
- 申し込み方法 電話または下記のホームページからお申し込みください。
- 締切日 8月9日(木)
- 一時保育 定員20人 無料  
（2歳以上就学前の幼児が対象、事前の申し込み必要）

### 申し込み・問い合わせ先

■（財）関西消費者協会  
TEL 06-6613-1030 <http://kanshokyo.jp/>

## 大阪府のイベント

### 消費者問題講演会

#### テーマ あふれる「食品と健康の情報」ウソ・ホント ～「食べもの神話」の落とし穴～

食べ物が健康に及ぼす影響を過大に評価する「フードファディズム」から身を守り、健康食品にかかわる悪質商法にもだまされない正しい知識を身につけましょう！

【開催日時】 9月14日(金) 14:00～15:30

【開催場所】 メセナひらかた 2階多目的ホール  
枚方市新町2丁目1番5号  
（京阪「枚方市」駅北口徒歩5分）

【講師】 群馬大学教育学部教授  
高橋 久仁子

【参加費】 無料

【定員】 300人（先着順。申し込みが必要です）

※一時保育あり（1歳以上から就学前まで、先着8人、2日前までに要予約）  
※手話通訳を希望される方は8月31日金までにご連絡ください。

【申し込み／問い合わせ先】 電話または FAXでお申し込みください。

枚方市立消費生活センター  
TEL・FAX 072-844-2433  
主催：大阪府・枚方市  
企画：（財）関西消費者協会



### 金融・経済講演会

#### テーマ 「わたしたちの暮らしとお金」

【開催日時】 8月29日(水) 14:00～15:30

【開催場所】 ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）7階ホール  
京阪電車・地下鉄谷町線「天満橋」駅1番出入口から東へ350m  
JR東西線「大阪城北詰」駅2号出入口から西へ550m

【講師】 東京大学大学院 経済学研究科 教授  
伊藤 元重

【参加費】 無料

【定員】 500人（入場券を郵送します）

【申し込み方法】 ハガキまたはFAXでお申し込みください。

【申し込み先】 〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45  
日本銀行大阪支店内 大阪府金融広報委員会事務局  
TEL 06-6206-7748 FAX 06-6233-6080  
主催：大阪府金融広報委員会  
後援：大阪府、金融広報中央委員会



消費生活相談 ☎06-6945-0999（月～金）9：00～17：00  
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談（年末年始除く10：00～16：00）  
■土曜日／06-4790-8110（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
■日曜日／06-6203-7684・06-6203-7650（社）全国消費生活相談員協会  
※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ホームページ「消費生活事典」

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>

# くらしの商品安全だより

製品の事故情報などを毎月お知らせします

## ナショナル 電子レンジ ほか2品目



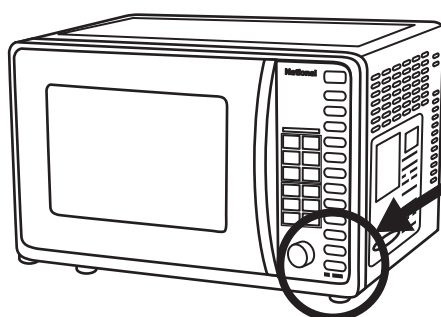
### 発煙・発火の可能性

1988年12月から2001年12月の間に製造された松下電器産業(株)製電子レンジ、冷凍冷蔵庫、電気衣類乾燥機の計305万台が電子部品内部のはんだの亀裂により、発煙・発火に至る可能性があることが判明しました。部品交換等が実施されています。

#### ■ご確認ください。

お持ちの製品の品番が当てはまる場合  
問い合わせが必要です。

**電子レンジ** (1988年12月から1993年12月までに製造された12機種が対象)

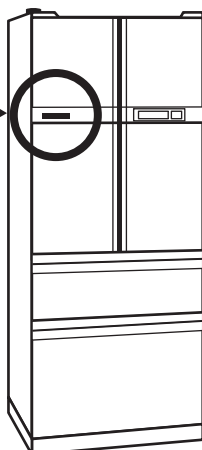


|         |         |
|---------|---------|
| NE-A555 | NE-AT70 |
| NE-A575 | NE-AT80 |
| NE-AB50 | NE-OT1  |
| NE-AC50 | NE-OT2  |
| NE-AC60 | NE-P300 |
| NE-AT66 | NE-P500 |

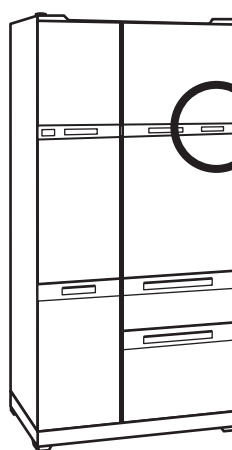
※部品交換が終了するまでは使用を差し控えてください。

**冷凍冷蔵庫** (1989年2月から1992年10月までに製造された5機種が対象)

|           |
|-----------|
| NR-F40V1  |
| NR-F40VP1 |
| NR-F40W1  |

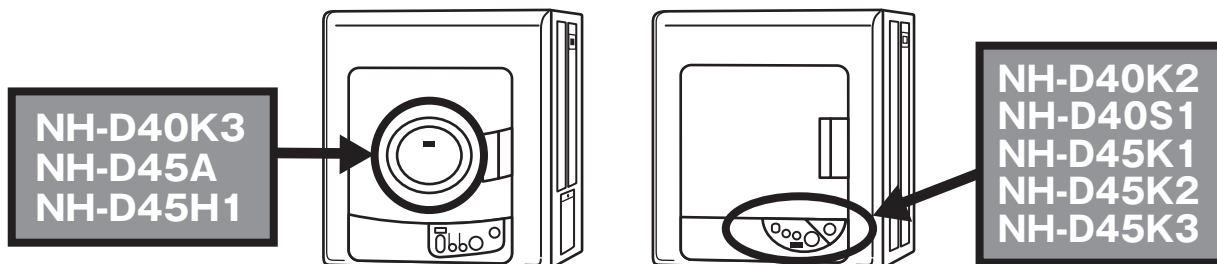


|           |
|-----------|
| NR-F40SP1 |
| NR-G53K1  |



※「異臭がする」などの  
異常が現れた時は使用を  
差し控えてください。

## 電気衣類乾燥機 (1993年8月から2001年12月までに製造された8機種が対象)



※部品交換が終了するまでは使用を差し控えてください。

### 問い合わせ先

松下電器産業株式会社 <http://panasonic.co.jp/appliance/pro/>

電子レンジに関して **0120-871682**

冷凍冷蔵庫に関して **0120-871337**

電気衣類乾燥機に関して **0120-871399**

**【受付時間】 土曜、日曜、祝日を含む 24 時間**

お客様からご提供いただきました氏名・住所・電話番号などの個人情報は、当該製品の点検と上記の処置目的以外には使用いたしません。



## 夏の風物詩

# 花火

楽しく安全に遊ぶために

花火は日本の夏の風物詩のひとつですが、手持ち花火などによるケガや事故が毎年多く発生しています。ルールやマナーを守り楽しく安全に遊びましょう。

- ①花火を購入するときは「SF マーク」を確認しましょう。
- ②水の入ったバケツ、ごみ袋、ロウソクを用意しましょう。
- ③花火に書いてある遊び方や注意書きをよく読み、正しく使用しましょう。
- ④花火を人や家に向けてはいけません。体からはなして衣服にも気をつけましょう。
- ⑤家や燃えやすいものの近くで花火をしてはいけません。まわりの迷惑にならない広い場所で遊びましょう。
- ⑥複数本の花火に一度に火をつけることや、花火をほぐして遊ぶことは大変危険ですのでやめましょう。
- ⑦遊び終わったら、後片付けしましょう。



(社)日本煙火協会がおこなう検査に合格した国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火に付けるマーク。SF マーク付きの花火の欠陥で事故が起きた場合、対人・対物合わせて最高2億円の賠償がされます。万一、事故になったときは、花火の燃えかすや袋を持って販売店に連絡してください。

「くらしの商品安全だより」は、(独)国民生活センターや(独)製品評価技術基盤機構(NITE)などから収集した情報をもとに、事故の未然防止・再発防止のために作られています。特定の商品・サービスを推奨するものではありません。無断転載はお断りいたします。

◆大阪府消費生活センター ☎540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 (OMMビル) ☎06-6945-0711

◆大阪市消費者センター ☎559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 (ATC) ☎06-6614-7521

◆企画・編集:(財)関西消費者協会 ☎06-6945-1100 ◆印刷:(株)ケーエスアイ